

【投資信託】契約締結前交付書面

2018年7月現在

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当行では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当行の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当行の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。(2018年7月現在)

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当行では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当行の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当行の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

この契約の終了事由

当行の当契約にかかる規定・約款に掲げる事由に該当した場合(主なものは以下のとおりです)は、この契約は解約されます。

- お客様から解約のお申し出があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がない場合
- お客様が当契約にかかる規定・約款に違反した場合
- お客様が当契約にかかる規定・約款の変更に同意されない場合
- やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合

当行の概要(※)

商号等 株式会社 S M B C 信託銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第653号

本店所在地 〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目3番1号

設立年月 1986年2月

主な事業 銀行業務・信託業務・登録金融機関業務

登録金融機関業務の内容及び方法の概要

当行が行う登録金融機関業務は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行において投資信託のお取引等を行う場合は、主に以下の方法により取り扱いいたします。

- お取引にあたっては、預金口座に加え、投資信託口座等の開設が必要となります。

- ご注文と同時にお客様の預金口座より申込金額等を引落とします。

- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします。

連絡先 当行支店・出張所、プレスティアホン インベストメント(通話料無料) 0120-322-522

または、ホームページ <http://www.smbctb.co.jp>

加入している金融商品取引業協会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

認定投資者保護団体の有無 無

※より詳細な当行の概要は、店頭に備えるディスカウント（開示資料）またはホームページ(<http://www.smbctb.co.jp>)をご覧ください。

[当行の苦情処理措置及び紛争解決措置]

一般社団法人 全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用

一般社団法人 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室	電話番号 0570-017109または03-5252-3772 ホームページ http://www.zenginkyo.or.jp/adr/
----------------------------	---

証券・金融商品あっせん相談センター連絡先	電話番号 0120-64-5005 ホームページ http://www.finmac.or.jp
----------------------	---

金融ADR制度（金融商品・サービスに関する紛争等に関し、訴訟に代えて、あっせん・調停・仲裁等当事者の合意に基づき、迅速・簡易・柔軟な紛争等の解決をめざす制度）のもとで、当行は、苦情処理措置および紛争解決措置として、上記の外部機関を利用いたします。投資信託についての商品・サービス等に関するご意見・苦情等につきましては、お客様は当行連絡先にお申し出いただかず、必要に応じて上記の外部機関をご利用いただけます。

